昭和戦前期の少年教護院における「体育」

The "Physical Education" at Home for Juvenile Training and Education Pre-World War II in Showa Period

佐々木　光　郎

1　研究の目的等

（1）　研究の目的

本稿が対象とする時期は、少年教護法が施行された1934年ころから、太平洋戦争が勃発する1941年ころまでである。わが国の社会福祉史では、昭和初期の社会事業から戦時下の厚生事業へと移行する時であった。

本稿の目的は、この時期の少年教護院において、どのようにして不良の子どもたちの「体育」が実践されたかを明らかにすることにある。

（2）　研究の視点および意義

「体育（physical education)」とは「一般的には、身体運動を媒介として人間形成をめざす教育的営み」である。[1]本稿ではこの概念規定に依拠しつつ、つぎのように規定する。すなわち、「体育」とは学科の「体操」の授業に加え、不良の子どもの身体の健康、体力の維持および増進を図るためのすべての教護実践（教育保護）をいう。よって、日々の家族舎生活での生活規律や食事、疾病治療等の営みも包含する。

少年教護院は不良の子どもを入院させ、もってその「資質ノ改善向上ヲ図ルヲ本旨」（少年教護法施行令第1条）としたが、「資質ノ改善」には身体も含まれた。例えば、東京市萩山実務学校主事の大西孝美（1939）は、「資質」は「身体及び精神の質的状態を言った語と解し」、「身体」の「質」を向上させる必要性を説いた。[2]その理由は、入院する子どもたちの多くは、「不純ナ冷タイ暗イ境遇」のもとで不規則な生活を送って来た者が多く、虚弱な身体の持ち主が少なくなかったことから、「健全なる精神は健全なる身体に宿る」とし、「教護児童の体位の向上」が教護実践上のおおきな課題であったからである。

この場合の「身体」には歴史性がある。入院した子どもが不良をやめて社会に適応し、将来、「独立自営ニ堪ヘル」ような頑丈な体をいい、同時に、「皇国日本の飛躍に参加」[3]できるための「身体」でもあった。

この時期の「体育」の教護実践を取り上げることは、このような歴史的な制限性はあるものの、今日の児童自立支援施設で暮らす子どもたちの身体づくり（保健、体育）のあり方を検討するうえでヒントを与えるものと考える。

（3）　先行研究、研究方法

本テーマの先行研究としては、戦前では日本少年教護協会が発刊した『児童保護』に載ったいく

つかの論稿がある。例えば宮崎藤吉「教護院に於ける保健体育」(1939) などである。直近では寺脇隆夫・石原剛志「『児童保護』(復刻版) 別冊『児童保護』解説」(2005) がこの題を取り上げ解説している。

研究方法は『児童保護』に掲載された論文や、この時期に発行された地方少年教護院の『要覧』等を整理し検討する。本稿は本題の概要を論述するにとどまる。

註

1) (社) 日本体育学会『最新スポーツ科学事典』、平凡社、2006年9月、568頁
2) 大西孝美「教護院に於ける体育」『児童保護』第9巻第10号、1939年10月、50~51頁
3) 正富茂「新学校体操要目と教護院の体育 (一)」『児童保護』、第9巻第10号、1936年10月、59頁

1　子どもたちの身体状況

(1)　発育不全と疾病

一般に、入院した子どもたちは不適切な養育環境 (虐待、放置、放任等) で育っており満足な食事も摂っていなかったことから、年齢に比して発育が順調ではなく弱い身体の持ち主が多く、しかも何らかの疾病に罹っていることもめずらしいことではなかった。少年教護院の「体育」の実践はこのような子どもたちの身体の有様から出発した。

兵庫県立農工学校についてであるが、1935年3月末現在、117名 (男子105名、女子12名) の子どもたちが在院していたが、同学校で「在校生の疾病」を調査している。一人が複数の疾病を有することもあった。消化器疾患が多かったが、清潔な飲料水の確保ができない当時の生活環境がうかがわれる。

資料　在校生の疾病 (兵庫県立農工学校、1934.4~1935.3)[1)]

発育栄養障害　1　　皮膚骨筋肉ノ疾患　58　　血行器官疾患　3
神経系統ノ疾患　9　　眼疾耳疾　31　　呼吸器疾患　34
消化器疾患　52　　泌尿生殖器　2　　外傷　14　　歯科　13
計　216

1937年5月現在、茨城県立茨城学園には37名の子どもたちが暮らしていた。彼らの「身体状態」を調査した。ここでも一人の子どもがいくつかの疾病等に罹っているものが少なくなかった。

資料　現在生徒の身体状況 (茨城県立茨城学園、1937年5月現在)[2)]

先天性梅毒	8名	22%	眼疾	15名	40%
寄生虫卵	23名	64%	歯列不整	24名	64%
偏平足	16名	44%	色盲	4名	11%
遺尿癖	11名	28%	皮膚病	8名	22%
耳疾	3名	8%			

このような子どたちの疾病について、「諸有不良なる悪質遺伝をもつて生れた、その上に不純極まる環境に育ち」、「給与不充分と栄養不良とに幸じて露命を保持して来た是等の薄幸な児童の身

心が、健全なる筈はありませぬ」と述べる。そのうえで、教護実践では「疾病治療に力を注ぞぎ」、家族舎生活では「単位式栄養献立」を実施しているという。[3)]

東京市萩山実務学校（1939）では、入院時の身体検査について５年間分の結果をまとめている。それによると、「丙」なる虚弱質な子どもがおおよそ３割を占めていた。それゆえ、日々の家族舎生活上では、どのようにしてこの子どもたちを健康体に取り戻すかが課題であった。

資料　入院時身体検査による発育概評（東京市萩山実務学校、1934.10～1939.9）[4)]

甲　18名（9.4%）　乙　122名（58.9%）　丙　60名（31.58%）

（２）　夜尿症の悩み

夜尿症を患うものが少なくなかった。保護環境が安全でかつ安心感のあるものでなかったことがおおきな要因であった。入院後、保姆たちを悩ませた。各地で開かれた「保姆研究会」等でたびたび問題となっている。石川県立育成院の塚本伴治教諭（1936）は「遺尿症の研究」を発表し、この問題に本格的に取り組むべきことを述べる。[5)]

1937年3月、関東地方の少年教護院長らが集まって「夜尿症問題研究座談会」が開かれ、つぎのような実情が紹介された（原文のママ・抄録）。[6)]

国立武蔵野学院　遺尿します者が全部で15名、その中常習的なものが３名他は時々といつた程度
東京府立誠明学園　常習的なものが４名、時々といふものが８名
東京市井之頭学校　本年分（1936年度）は135名中45名
私立小鹽塾　14名中遺尿者が３名
私立横浜家庭学園　87名中12名（女子）程

この「座談会」では、夜尿を治すための取組が話し合われ、「精神身体の虚弱な児が多い」ので、「栄養」や暖かな「寝床」の工夫などが提案された。具体的な対応として、つぎのような実践事例が紹介された（原文のママ・抄録）。[7)]

東京府立誠明学園　治るといふ事を信ぜしむるといふ所謂自覚心を促す。
群馬県立群馬学院　毎夜数回に瓦つて起こす。
東京家庭学校　「お灸の効果」がある。
山梨県立甲陽学園　「夜尿布団」を用意。

ところで、山梨県立甲陽学園（1938）では、「現在園内生二十四名中夜尿癖を有する者十五人」といい、前年1937年度では1年間で子どもたちの「夜尿総回数五〇四に及ん」だという。[8)]

東京府社会事業主事の池末茂樹（1939）は、東京府立誠明学園における夜尿症の実態を調査し、このことは教護上の喫緊の課題であると述べる。

資料　遺尿調査（東京府立誠明学園、1939）[9)]

現在年齢	8歳	9	10	11	12	13	14	15	16	計
常習的	0	0	1	0	1	1	0	0	0	3
時々的	0	2	3	2	1	2	1	0	0	10

1940年３月、群馬県立群馬学院長の近藤甚平は「児童の夜尿を治した実例」を報告し、夜尿症

の子どもが1年を経過し「自ラ起出ス」までに至った経緯を記している。近藤は対処療法のほかに、家族舎生活での「規律ある生活を重んじ運動を奨励し栄養を進め健康を増進せしむること」の重要さを挙げる。

資料　児童の夜尿を治した実例（群馬県立群馬学院、1940.3）[10)]

児童名　B、S（10歳）

1937年5月6日入院～1938年5月現在

1937年5月8日　午前4時ヨリ五時マデノ間ニ多量遺尿ス

1938年1月1日　3回起　午後10時半ノトキ多量

5月25日　自ラ起出ス

註

1）兵庫県立農工学校『昭和九年度年報』、1934年　2）、3）茨城県立茨城学園『茨城学園要覧』、1937年5月　4）大西孝美「教護院に於ける体育」『児童保護』第9巻第10号、1939年10月、51頁　5）塚本伴治「遺尿症の研究」『児童保護』第6巻第4号、1936年4月、39～50頁　6）、7）「夜尿症問題研究座談会（概要）」『児童保護』第7巻第3号、1937年3月、25～53頁　8）山梨県立甲陽学園『子供の楽園』、1938年4月　9）池末茂樹「少年教護院における於ける保健問題」『児童保護』第9巻第10号、1939年10月、60頁　10）近藤甚平「児童の夜尿を治した実例」『児童保護』第10巻第3号、1940年3月、52～58頁

2「体育」に対する取組

1934年10月に感化法から少年教護法が施行されたとき、「体育」に対する考え方はおおよその共通認識に立っていた。すなわち、「体育」とは子どもたちの健康な身体づくりであるととらえ、①毎日の家族舎生活での居室の清潔、栄養、娯楽、趣味などを充実させること、②学科の体操の授業を励行することとした。このような取組を「包括型」の「体育」実践ということができる。

他方、これと並行して、「体育」を意識的に取り上げ、教護実践のなかに独自の教護領域として体系化を試みるところも現れた。実際には、両者におおきな実践上の違いはなかったが、後者がより少年教護護院における「体育」を明確にした。

（1）日常教護に包括された「体育」

「包括型」の取組では、健康な身体づくりは日常の教護実践全体のなかで図られるとした。そのなかで特色ある教護プログラムを取り上げる。

ア　朝礼

宮崎県立慎修学校（1935）では、「彼等児童の習癖なる放恣な状態の遷善に務む」るために、「朝礼」の教護プログラムに力を入れた。すなわち、「毎朝離床後、水浴又は冷水摩擦を行ひ、心身を清潔にして、ラヂオ体操を行ひて朝礼を終了する」というもので、「身体運動を媒介として人間形成をめざす教育的営み」を実践した。朝礼に用いる運動場は1,330坪の広さであった。

資料　朝礼（宮崎県立慎修学校、1935）[1)]

朝礼　自4月1日至6月30日　午前5時30分

自7月1日至9月20日　午前5時

自９月21日至３月31日　午前６時

イ　居室、栄養、被服

富山県立樹徳学園（1936）では、1936年４月末現在、37名の子どもたちが住んでいた。体操の授業のための運動場800坪が用意されたほか、校舎及講堂１棟の設備を備えた。職員には教諭園長１名、教諭３名、保姆（心得）４名が配置された。３棟の家族舎には、１棟ごとに13名前後の子どもたちが暮らしていたが、子どもたちの健康･衛生に留意し、日々の「居室」、「栄養」および「被服」の管理に力を入れた。清潔な「居室」の維持について、つぎのようにいう。広義の「体育」の実践、すなわち健康な身体づくりのための実践といえる。

資料　居室（富山県立樹徳学園、1936）[2)]

八畳間ニ四名乃至五名ヲ同居、朝夕一回室内及ビ庭園ノ掃除ヲナシ月一回大掃除日ニハ被服、寝具、畳、建具ノ日光消毒、塵留、便所、溝ノ掃除消毒ヲ行フ。（栄養、被服は略）

ウ　娯楽

茨城県立茨城学園（1936）では、1936年６月現在、37名の子どもたちが生活していた。３棟の家族舎をもち教諭・保姆夫婦の３組が各舎を担当した。運動場は1,200坪を有し、体操の授業のほか朝会などのときに使った。

「娯楽」は「教護ノ中心」で「体育」は「娯楽」の領域であった。「娯楽」の指針は「放課後、庭球、野球等ノ運動ヲ奨励シ」、「時宜ニ応シテ旅行見学水泳等ヲナサシメ」て「健全ナル身神ノ鍛錬ヲナサシム」というものであった。[3)]

エ　栄養、被服

山梨県立甲陽学園（1938）では、1938年3月末現在、33名（男子32名、女子１名）の子どもたちが教諭・保姆の夫婦１組が配置された家族舎２棟で暮らしていた。体操の授業のときに使う運動場は広さ960坪であった。

教護実践の領域には「体育」を特化した教護プログラムを置かなかったが、子どもたちの「栄養」面に留意した。１人１日の食費を20銭とし「主食物は米（六）麦（四）の麦飯」とした。子どもたちは「従来の放縦な習慣により年齢に比して多量に要求致します。副食物は保姆が毎週献立表を作製･･･之れ亦保姆担任事項中重大な任務であります」という。

「被服」においても、「被服の洗濯、補習、布団、夜尿布団の手入等も保姆の手に依つて行はれて居ます」[4)]といい、保姆が健康管理を支えていた。

オ　趣味教育

愛知県立愛知学園（1938）では、1938年５月現在、141名の子どもたちが在院していた。「体育」は「趣味教育」の教護領域に組み込まれていた。「趣味教育」では「野球、庭球、卓球、球技、遠足、水泳、陸上競技、角力」の各部をつくり、「心身の錬磨を図る」こととした。[5)]

カ　野外活動

秋田県立千秋学園（1938）は子ども数が20名前後の小規模な少年教護院であったが、「園生は入園以前の生活状態よりして概して栄養不足、不健康の者が多い、健全なる精神を宿らしむべき健康

体の建設に努め」、さらに「園生の健康を増進せしめる」ために、野外での「野球、スキー、遠足、海水浴」の教護プログラムに力を注いだ。[6)]

（２）「体育」実践の体系化

実践内容では「包括型」とほとんど変わらないが、「体育」の領域を意識しこれを体系立てて実践に取り組んだ。これを「体系型」の「体育」実践ということができる。よって少年教護院における「体育」実践の「領域と内容」を教護プログラムのなかに確立しようとした。

ア　体育衛生

徳島県立徳島学院（1935）では、日々の教護実践を８領域に分けた。「家庭的保護」「規律的生活」「作業と学科」「徳育と清潔」「皇恩拝謝」「娯楽慰安」「職業教育」および「体育衛生」である。「体育衛生」の実践目標をつぎのように掲げる。

資料　体育衛生（徳島県立徳島学院、1935）[7)]

栄養に注意し毎日三食毎に炊立の飯と朝は味噌汁昼と夕は煮菜其他のものを副食物として与へ入浴は隔日（夏は毎日）に之をなさしめ又国民体操又はラヂオ体操青年体操及体育上有益なる運動をなさしめ炎暑の候には海水浴をなさしむ。

イ　体育養護

京都府立淇陽学校（1936）では、「体育」を「教科教育、実科教育」と並んで「鍛錬教育」として位置づけた。その教護プログラムは毎日の日課から年間の行事まで及ぶように組み込まれた。ちなみに、運動場は「約四千平方米」を有し「時々（近隣の）小学生及青年との対抗野球試合若しくは運動会を行ふ」という。[8)]

資料　鍛錬教育（京都府立淇陽学校、1936）[9)]

静座　毎朝々食前（信念教育ヲ含ム）　　保健体操　毎朝々会後

剣道　毎週一回、外ニ臨時　　水泳　夏季毎週二回、外ニ特別修養会

強行遠足　随時　　寒稽古　大寒十日間（剣道及静座）

ウ　運動体育

広島県立広島学園（1937）では、「運動体育」を教護実践のなかの重要な領域として位置づけた。ほかにも「衛生」「娯楽」の領域が設けられた。

資料　運動体育（広島県立広島学園、1937）[10)]

正科として体操を課するは勿論、野球、庭球其他各種の運動用具を備へて休憩時間及休業日に於て、運動を奨励し、野球試合、運動会各種の競技会等も屢々催し、遠足、行軍も行ひ、夏季に一回は臨海□落も以て身体の健全を図ると共に精神訓育に資します。

エ　体育養護

「体育」の実践をより体系的に打ち出したのが兵庫県立農工学校（1937）である。さらに、それを「体育養護」を「消極的方面」と「積極的方面」に分けた。[11)]

（ア）消極的方面

保健・衛生の領域である。日々の教護実践のなかで子どもたちの虚弱な体質をいかに標準並みに

回復させ丈夫な身体にするのかが課題であった。家族舎生活上の保健衛生、栄養、治療等への留意から、学習指導上の「座高と机、正常姿勢」のそれまでも含まれている（原文のママ、抜粋)。

①毎月一回（十五日）身体検査を実施。校医の診察。②体重の減退せる児童に対しては、牛乳飲用等なる処置。③病気、負傷者等に対し、毎日午後一時より病室に於て教育的に手当。④回虫駆除、毎月回虫駆除剤を服用。⑤児童の栄養に留意。⑥児童の年齢、体質に基き充分なる睡眠をとらしむ、夏季毎日2時間の後睡。⑦室内の換気、窓の開閉に留意。⑧座高と机、正常姿勢の指導。⑨近視眼、斜視、乱視児童の座席及取扱に注意。⑨色盲児の矯正指導。⑩毎夜各家庭共風呂を沸し、身体を清潔にす。⑪日曜日の午前を洗濯日とし衣類を洗濯。⑫耳鼻、口腔、歯牙の清潔。⑬臨時体育衛生に関する講話、実地訓練。

（イ） 積極的方面

狭義の「体育」の教護プログラムである。日々の実践から学期ごとの行事までを用意しているが、毎週の授業「正科体操」は一つの実践項目にすぎなかった。

①朝会体操　毎朝児童朝会の機会に教師児童一斉にラヂオ体操をなす

②正科体操　毎週二時間、所定の要目に従つて合理的に指導す

③各種自由遊戯、団体遊戯を指導奨励。種目は次の如し。球技、縄飛、跳乗り、綱引、騎馬戦、片脚角力、陣取り、旗送り、釘打等

④競技　徒歩競争、高跳、中跳等

⑤遠足　毎学期一回学級別遠足、全校遠足、家庭別遠足を実施

⑥角力　校庭に土俵を設け角力を奨励し特に秋季月見会の日を期して角力大会を開催す

⑦水泳　学校付近の池若二見の海岸に於て水泳

⑧野球　毎週金曜日午後を野球日、毎学期一回家庭親睦野球大会、附近の野球大会にも参加

⑨剣道　毎週日曜日の午後剣道を指導す、剣道大会を開催

⑩秋季大運動会　明治節を卜して開催

註

1）宮崎県立慎修学校『宮崎県立慎修学校要覧』、1935年　2）富山県立樹徳学園『富山県立樹徳学園要覧』、1936年　3）茨城県立茨城学園『茨城県少年教護院要覧』、1936年６月　4）山梨県立甲陽学園『子供の楽園』、1938年４月　5）愛知県立愛知学園『愛知学園要覧』、1938年５月　6）秋田県立千秋学園『秋田県立千秋学園要覧』、1938年７月　7）徳島県立徳島学院『徳島県立徳島学院要覧』、1935年３月　8）京都府立淇陽学校『京都府立淇陽学校一覧表』、1933年11月　9）京都府立淇陽学校『京都府立淇陽学校一覧表』、1936年４月　10）広島県立広島学園『入園の栞』、1937年　11）兵庫県立農工学校『我校教育の実際』、1937年

２　学科「体操」の授業

（１）教科の承認

少年教護院に入院した子どもが、院内教護を受けて不良傾向を「遷善」し、かつ尋常小学校の課程を修了したとき、少年教護院長は修了証書を交付できたが、そのためには道府県を通じて文部省からの「教科承認」を得る必要があった（少年教護法第24条但書)。

文部省が示した教科承認に必要な「体操ニ関スル設備」の「標準」は、つぎのとおりである。[1)]

一、バスケットボール　二、超越箱　三、旗　四、バトン　五、引縄　六、金棒　七、肋木　八、旗立台

少年教護法は、院長に対し入院生の「就学義務」を課さなかったので、承認への対応がまちまちであった。1939年１月現在、京都府立淇陽学校・大阪府立修徳学院・福島県薫陶園・佐賀県立新徳学校・茨城県立茨城学園など12の少年教護院が「承認」を得るにとどまっていた。[2)]他の40余の少年教護院は未承認であったものの、こと学科（学習指導）については尋常小学校に準じ実施した。

（２）体操の授業時数等

小規模な施設で文部省の承認を得ていない２つの地方少年教護院を取り上げる。少年教護院における典型的な授業時数と時間割のようすがうかがわれる。

福井県立金橋学校（1938）の毎週教授時数は、尋常科１年から６年まで毎週３時数であった。これは、小学校令規則に準じた時数であり、文部省の「教科承認」に必要な標準時数でもあった。

表　学科目及毎週教授時数（福井県立金橋学校、1938）[3)]

	尋１	尋２	尋３	尋４	尋５	尋６
体操	3	3	3	3	3	3
計男	22	22	22	24	24	24
女	22	22	22	27	27	27

（註:「計」は１週間の全授業時数）

高知県立鏡川学園（1935）について時間割をみるが、学科課程は「尋常小学校」に「準ス」（高知県立鏡川学園規則第３条）としていた。

「甲ノ組」は尋常小学校４年以上の子ども、「乙ノ組」は年少者を対象とし、体操の毎週授業時数はそれぞれ２時数と３時数であった。年少の子どもたちは体操と唱歌をもって学科を終えている。運動場は125坪の広さがあった。[4)]

資料　時間割（高知県立鏡川学園、1935）

甲ノ組　鈴木慶素園長担任

	1	2	3	4
月	地理	算術	読方	唱歌
火	国史	算術	書方	珠算
水	綴方	読方	図書	体操
木	理科	算術	読方	珠算
金	算術	読方	図書	体操
土	修身	読方	書方	

乙ノ組　中内孝磨教諭兼書記担任

	1	2	3	4
月	書方	算術	読方	
火	図書	読方	算術	体操
水	綴方	読方	算術	体操
木	国語	算術	読方	
金	算術	読方	書方	体操
土	修身	読方	算術	唱歌

（3）「体操」の授業実践

小学校令規則では、「体操」の教科は「身体ノ各部ヲ均斉ニ発育セシメ四肢ノ動作ヲ機敏ナラシメ全身ノ健康ヲ保護増進シ精神ヲ快活ニ」するとしていたので、少年教護院の「体操」の授業もこれに準拠し実践していた。

1936年６月３日、文部省訓令第18号「体操教授要目」の改正が発せられ、尋常小学校の体操科は「生徒児童の身体の健全なる発達を期し人格を陶冶する」ことと明示された。少年教護院でも「教護児童の体位の向上を図」るための体操の授業のあり方について見直しが迫られた。その実践例をいくつか取り上げる。

ア　愛知県立愛知学園

正富茂教諭は「新体操要目」に基づいた体操指導の実践事例を報告した（原文のママ、抜粋）。貴重な実践記録である。

資料　指導案作成の着眼（愛知県立愛知学園、1937）[5)]

如何なる点を考察して作成すべきか。

イ、学級体育に立脚すること。ロ、指導の主眼点を明瞭にすること。

ハ、指導の流れに注意すること。ニ、児童の興味を中心としての立案。

ホ、指導の形式を工夫すること。ヘ、特殊児童の取扱に注意。ト、天候及季節を考察。チ、指導の時間用具につきて考慮。

資料　新体操要目教材の一例（愛知県立愛知学園、1937）[6)]

教材　尋一二、飛躍運動中の両脚跳

教材観　両脚跳始めで一、二、一、二と跳ぶならば子供には一寸とも面白くもなく興味が湧かない。勿論子供の生活とも離れた取扱である。当教材は自然化し遊戯化して取扱ふべきであると思ふ。（後略）

指導　1　皆さん今日は兎跳をします。両脚揃へてぴよんぴよん跳ぶ。

2　小幅に跳んで向ふの鉄棒まで行きませう。皆んな並び先生が先頭で鬼の行軍。

3　おつと此処に溝があつた。少し大きく跳んで跳こして下さい。どつこいしよ。（後略）

イ　兵庫県立農工学校

兵庫県立農工学校（1937）では、先の文部省「要目」をふまえ「体操科」の「努力点」（指導目標）を定めた（原文のママ、抜粋）。

資料　体操科の努力点（兵庫県立農工学校、1937）[7)]

教師児童共に快活なる気分を以て体操すること。低学年、遊戯を主とし運動に興味を。自由方式の運動に若干の秩序的運動を加味し体育運動の素地を養成。快活の中に規律的訓練。各種運動の要領を会得、自発的に運動する態度を養成。家庭的遊戯及団体遊戯を重視。競技、球技の初歩を指導、個別指導。教材の系統的指導に留意。一時間の指導の順序を合理的効果的ならしむること

ウ　佐賀県立進徳学校

南里佐久麿教諭（1939）は、「児童の多くは完全に小学校教育を受けて居ない者が多い」ことから、体操の授業でも「児童の欠陥」を知ったうえでかかわることの大切を述べる。具体的な体操の授業実践の記録である。

資料「体操科の取扱に留意」（佐賀県立進徳学校、1939）[8)]

1　児童の欠陥　イ、姿勢の不良なものが多い。ロ、身体の発育が不良である。ハ、身体の活動の遅鈍なものがある。ニ、要領をよく知らざるものが多い。　2　体操科の留意　一　各運動の目的を自覚せしめて行はしむること。　二　個別的取扱を十分にすること。　三　体操用具を十分用意すること。　3　運動場の設備　百mの直線コースが出来ればよいが、出来ねば五十mの直線コースと百m二百mの円形コースを作る。

4　固定用具　高鉄棒、低鉄棒、横木、肋木、運動円木、角力場、砂場

（４）遊戯体操

少年教護院につとめる宮崎藤吉教諭（1939）は「教護児童の体位を向上せしむる」には「団体遊戯」が効果があるといい、教護実践で取り入れることを奨励する。その理由として団体遊戯は「体操と同じ様に身体各部の運動を行はせる為めに無理をせずに自然の発達を遂げしめ実践的効果を収むる」[9)]ことを挙げる。

この「団体遊戯」の実践がのちの戦時下の体操における「集団鍛錬」を主導する。「時局」に応じ体操の授業の方向性を示した点では先駆的な提案であった。

ところで、長野県立波田学院（1940）が、在院生の「体操」の授業に対する「好悪」の調査をしたところ、在院生56名のうち、「好」24名、「普通」26名、「悪」6名であった。[10)]

註

１）文部省普通学務局通牒『少年教護院教科承認ニ関スル件通牒』（1935.7.29付）　２）日本少年教護協会『昭和十四年一月現在　少年教護事業関係職員録』、1939年　３）福井県立金橋学校『福井県立金橋学校一覧表』、1938年３月　４）高知県立鏡川学園『高知県立少年教護院要録』、1935年４月　５）正富茂「新学校体操要目と教護院の体育（完）」『児童保護』、第９巻第11号、1936年11月、116～117頁　６）正富茂「新学校体操要目と教護院の体育（一）」『児童保護』、第９巻第10号、1936年10月、66～67頁　７）兵庫県立農工学校『我校教育の実際』、1937年　８）南里佐久麿「教護院に於ける体育振興策」『児童保護』第９巻第10号、1939年10月、70～72頁　９）

宮崎藤吉「教護院に於ける保健体育」『児童保護』第９巻第10号、1939年10月、83〜84頁　10）長野県立波田学院『少年教護院調査要項』、1940年３月

４　壮丁体位と「体育」

1938年４月、「人的及物的資源ヲ統制運用」を目的とする国家総動員法が公布された。社会事業の分野においても「人的資源の保護育成」が課題となった。少年教護事業は「積極的」な児童保護事業と位置づけられ、不良の子どもであっても将来の労働力としての活用が期待され重視された。これに比し心身に障害を抱えた子どもに対する保護事業は「消極的」な領域として冷遇された。[1)]

少年教護院においては、1937年の日中戦争開始後の「時局」への対応が迫られた。具体的には、教護実践への国民精神総動員運動の趣旨の浸透や、卒院生の満蒙開拓青少年義勇軍への送出などが課題となった。並行して少年教護院の子どもたちの「保健問題」が着目される。[2)]すなわち、将来の「健兵」たる壮丁体位の向上という視点から、家族舎生活のあり方や体操の授業のもち方等が問い直された。

（1）保健問題

東京府社会事業主事補の池末茂樹（1939）は、少年教護院における保健問題は「国民体位の向上といふ国家的目的の一翼として再検討し再出発なければならない」という。東京府立誠明学園および萩山実務学校の現状をとらえつつ、①寮舎、②児童、③衛生、④栄養の問題への改善策を提言した。栄養について、「（誠明学園、萩山実務学校では）発育期の児童に必要な動物性のもの、豆類も相当使用している。これに対し養鶏、養兎、養山羊をどんどんやつて、その肉や乳を大いに利用できる様にすることが望ましい」と述べる。[3)]

（2）体育振興策

政府は1939年８月１日より20日までを「国民心身鍛錬運動期間」とし、時局下における国民心身を鍛練し、「銃後国民の責務」を強調した。これを受けて少年教護院においても、体育振興策が提言された。

佐賀県立進徳学校の南里佐久麿教諭は、つぎのような「振興策」を提案したが、「特別に新規なものとてはない」といいつつ、「体育」を「国家的目的」に照らし意識し再構成したものとなっている。子どもたちの身体は、子ども個人のものではあるが、国家に奉仕する体でもあるから健康でなければならないという「身体観」がみられる。この身体観は太平洋戦争が勃発するとさらに広まっていった。

資料　体育振興策の実際（佐賀県立進徳学校、1939）[4)]

１　積極的方法

運動遊戯の奨励。体操科の取扱に留意。運動場の設備と其の利用。遠足登山臨界教育の実施。姿勢に注意。身体検査の結果を利用。勤労作業に留意。

２　消極的方法

院内設備の完備。院医の活動。養護婦保姆の活用。児童普段の清潔。院内外の清潔。

児童の腰掛机について。食事について留意。休息睡眠について留意。日光浴空気浴に留意。各教科との連絡。季節的衛生訓練に留意。

兵庫県立農工学校の渡邊孫市教諭（1939）は、同学校における在院生について、1938年度における体重の増加について調べている。渡邊は、この統計をもとに「実に保健体育こそは教護教育の中枢である」といい、「医療、体育、栄養、養護」の「四法」の重要性を述べた。

資料　体重の増加（兵庫県立農工学校、1938年度）[5)]

一　甚だ沢山に標準以上に増したもの２人　　二　中位に標準以上に増したもの７人
三　少々標準以上に増したもの19人　　四　少々、標準に達せぬもの20人
五　中位に標準に達せぬもの20人　　六　甚だ多く標準に達せぬもの５人

東京府立師範学校の近藤修博訓導（1939）は「教護院に於ける保健問題」を論じ、「入院せねばならぬが如き少年は大部は身体の何処か故障欠陥を有していることは事実である」のに、これまでの教護実践では「この事実を考慮せずに日常の教護をなし」、「考慮したとしても治療的、医療的方面にのみを問題にしていた」といい、つぎの３つの事項についての奨励をすすめる（原文のママ、抄録）。「体錬」なる用語も登場し始めた。

一　体錬いふ面を重んじる。活発なる体操と共に競技（団体・個人）等を充分行はわせる。又武道（剣道柔道）をも行つて身体を練ることが必要である。
二　栄養食の問題である。カロリー計算の基礎の上に立つた献立表を作らねばならない。
三　もっと姿勢、歩行といふやうな訓練が必要である。

註

１）菊池正治・室田保夫編『日本社会福祉の歴史』、ミネルヴァ書房、2005年４月、130頁および142頁　２）寺脇隆夫･石原剛志「『児童保護』（復刻版）別冊 『児童保護』解説」、日本図書センター、2005年10月、91頁　３）池末茂樹「少年教護院に於ける保健問題」『児童保護』第９巻第10号、1939年10月、65頁　４）南里佐久麿「教護院に於ける体育振興策」『児童保護』第９巻第10号、1939年10月、70～72頁　５）渡邊孫市「教護院の保健体育―体重につき―」『児童保護』第９巻第10号、1939年10月、81頁　６）近藤修博「教護院に於ける保健問題」『児童保護』第９巻第10号、1939年10月、96頁

まとめ

昭和戦前期の教護実践では、不良の子どもの「資質ノ改善」につとめ、不良をしない心をつくるには健康な身体を育むことを目標にした。まず、毎日の家族舎生活のなかで「衛生」「栄養」「娯楽」等に留意した。このように、少年教護院における「体育」は学科の「体操」の授業にとどめず、日常教護のなかに包括的に展開され、次第に「体育養護」などと体系化され独自の教護実践の領域を生み出した。やがて1938年頃からの戦時下厚生事業のもとで、「体育」実践は「銃後国民の責務を全うせしめる」ための体位づくりと変容する。

本稿では限られた資料しか用いていないものの、この時期における少年教護院における「体育」への取組や体操科の授業の実態の一端を明らかにできたと考える。今後も引き続き資料の発掘につとめ、つぎには戦時下における少年教護院の「体育」実践の実態史研究に取り組んで行きたいと思う。